

令和 8 年度 第 1 回（第 330 次） 長野県環境審議会 温泉審査部会

議 事 録

- 日 時 令和 8 年 6 月 9 日（火） 午後 1 時 30 分から
- 場 所 長野県庁本館棟 3 階特別会議室
- 出席委員 青柳 委員、窪田 委員、小林 委員、齋藤 委員、榊原 委員、清水 委員、
高橋 委員
- 事務局 薬事管理課 岩松 課長 ほか

1 開会

2 議案審議

温泉法に基づく許可について

議案第 1 号 土地掘削許可について

部会長	21 ページは、温泉法施行規則に基づく技術基準に適合することを証する書面です。 22 ページからは、掘削時災害防止規程です。 32 ページからは、掘削地点の選定理由書です。電磁探査を実施するとともに、地質や施工性などの面から総合的に判断し、当該地点を選定されています。 ページがだいぶ飛びまして、105 ページからは温泉利用計画書です。 将来的に新設するホテル棟とヴィラ棟に温泉を供給する計画とされています。 ヴィラ棟は、計 40 棟にそれぞれ 2 槽の浴槽を設置し、ホテル棟は、部屋の面積によって異なる体積の浴槽を設置される予定となっています。 温泉の必要量が計算されていますが、掘削後の湯湯試験の結果によって、利用計画を変更する可能性があるとのこと。 111 ページは、掘削孔断面計画図です。 112 ページは、坑口装置計画図です。 113 ページは、土地の使用承諾書です。 114 ページからは、申請地の全部事項証明書です。 118 ページは、申請地の公図です。 119 ページは、欠格要件に該当しないことの誓約書です。 120 ページは他法令による制限の確認書です。 ⑤の地下水規制条例は別途対応するとされています。 申請書の説明は以上です。 本日配布しました追加資料ですが、委員の皆様からの事前質問に対する申請者の回答を配布しております。 事務局からの説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いします。 ありがとうございました。 それでは委員の皆様はご審議をお願いします。 事前質問で 1 は私から質問させていただきました。誠実に回答いただいているかなと拝見してます。1.1km ということで 1km の中には入ってないんですけど、X さんが近くにあって、比較的新しい掘削に見えたのですが、そのときの記録とかデータがあれば、今回の掘削の際に参考になると思いました。例えば可燃性天然ガスのことについて別の質問でされてると思うんですけど、どういう状況だったのかあれば参考になるかなと思ったんですけども回答としては特に記録はないという回答をいただいています。Kaze 合同会社さんの方は、記録はないということですかね。場所は離れてますけど、深さがほぼ同じ 1800m ということで参考になるかなと思いました。 他、何かあればお願いします。
------------	---

D 委員	今の質問に関係すると思いますが、事前質問で 12 を質問させてもらいました。周辺の源泉の可燃性天然ガスの測定結果の確認をさせてもらっていて、既存温泉一覧の 6 番だけ基準を超えていたということでした。 気になってるのが 5 番と 6 番の源泉の違いは、掘っている場所の地質が違うということころでしてその間には、神城断層がありますが、その西側東側で新しい地層と古くなる新第三紀鮮新世の地層とわかれています。新第三紀鮮新世の地層の方の 6 番で可燃性天然ガスが出ています。今回は、この断層のすぐ隣なので、一応新しい方の地層の分布域になりますがかなり際なので、もしかすると、新第三紀鮮新世の地層の方にかかる可能性もあるかなということで、BOP の方も 1800m の掘削に対して 10.3MPa 耐用のものをつけるということで質問させてもらったところです。水溶性天然ガスの場合は環境省のパンフレットで、3.923MPa で書かれていますが、この地域はどちらかというと水溶性天然ガスではなくて、ガスが出るとすれば構造的なものになるのかなというところの可能性は少ないとは思いますが、最近は深い掘削時に大きめの BOP をつける業者さんも多くなっています。確認で質問させてもらったということになります。 噴出の可能性が低いということであれば、提示された BOP をつけていただければと思います。近くの源泉でかなりガスが出ているということであれば、安全面で大きなものということになると思いますが、BOP はこのタイプだとしても突発的な噴出があったときに対処できるよう、十分注意してやっていただければと思います。
B 委員	事前質問 6 で可燃性天然ガスが湧出した場合の対応についてお伺いしたのですが、6 番で可燃性天然ガスの基準を超えているということで、濃度を調べたところ大体 20 倍ぐらい基準を超えていました。 今回掘削予定地は、6 番の地層と同じか別の地層か微妙なラインだということころで、もし仮に可燃性天然ガスが出たとすると、それなりの高濃度で出る可能性がありますのでその辺の注意をしていただけるとなおいのかというふうに思っております。
事務局	公式的に許可条件というわけではなくて、可燃性天然ガス噴出の危険性がありますので、十分注意してくださいってことは、事務局からの意見や注意として伝えることは可能です。
部会長	注意という形で助言としてお伝えいただければと思います。 それでは他お願いします。
C 委員	申請内容で特に気になったところはないんですけど、70 ページのところとかで地下水源開発の可能性が述べられていますが、温泉ではないので、この温泉審査部会での審議の対象外ということでしょう。

事務局	資料 120 ページに他法令による制限等がありまして、5 番の地下水規制条例ということとで白馬村の方で条例化しており、ここで審議がされるかと思います。
C 委員	わかりました。ありがとうございます。
事務局	温泉の土地掘削許可が出たとしても、他法令の例えばこの地下水規制条例で許可されなければ、温泉の掘削ができないということになりまして、逆もしかりです。今回の申請において、他法令の制限を調べていただいて、制限があるならば許可を取っていただいているのが現状です。
部会長	他に何かございますか。
事務局	事前質問の 3 において X さんのモニタリングを行わせていただきますとありますが、頻度や期間などはいかがいたしましょうか。
D 委員	モニタリングの場合は、掘った井戸が揚湯する前から既存源泉のデータを計測する必要があります。5 番の源泉が動力揚湯の場合は、動水位を計測することになります。常時揚湯であれば、常に同じ量で汲んでいるときの水位が確認できますが、揚湯量を変えたりとかする場合は、量も測定していただいて、ポンプのオンオフがわかるような形にします。水位が動くのでわかることですが水位が動いた要因が、新しい源泉を揚湯したことによるものなのかそうじゃないのかっていうのをきちんと見極められるようなデータを取ってもらった方がいいと思います。 頻度としては、細かいほどいいということもありますが、揚湯試験をやる前からなるべくとっていただき、揚湯試験の最中も頻度よくとってもらえればよいです。1 時間 1 回計測できればいいですけども、難しかったり手動観測になる場合は、1 日 2 回 3 回とかなるべく可能な限り測定をするのがよいです。 どのように測るかによろしいと思いますが、記録計が付いてるってことであればその記録を提供いただいて、確認することもできると思います。 回復試験をやるときに、(新源泉の) ポンプを止めたときにもどういった動きが出るかというのを見てもらえればよいと思います。 あとは掘っているときも、その事前データということでモニタリングしてもらえればいいかなと思います。 事前データは長ければ長いほどよくて、ある程度長めにとってもらっておくことが影響調査としてはいいのかなと思います。モニタリングの方法は掘削業者と相談していただきながらということになると思います。

事務局	ヤグラを組む時点の掘り出す前の状態も計測いただいたき、掘削中も継続的に測っていただければ、掘削中に何か変動が起きるのかとかという考察もできるということでしょうかね。
D 委員	そのとおりです。
部会長	事前質問 3 に対する回答でモニタリングを行わせていただきますとありますけど、Kaze 合同会社さんの方がモニタリングをやると回答されているということですね。
事務局	はい。そうです。 掘削許可については、既存源泉に対する影響があるかないかが重要であり、許可不許可の判断基準になっていることを Kaze 合同会社へ伝えてあります。その趣旨を理解していただいた上で、当然、X さんも話を聞けば気になるころだと思います。モニタリングについては両者合意の上でやっていただければということでお話をさせていただきたいと思っておりますがよろしいですか。
部会長	それでよいです。
事務局	モニタリングについては許可証に添付する意見書に記載する形でよいでしょうか。
部会長	そうですね。温泉審査部会の委員の意見として、掘削前から事前にデータを取って、そのあともなるべく高頻度で取ってほしいという。そのことが Kaze 合同会社もそうだし、X さんもそうだし、この地域の温泉資源を守る上で重要なデータになるからぜひお願いしますというようにしてください。 あと、私が 5 番をモニタリングする予定があるか聞いた理由は、断層の図がありましたけども、5 番と逆側の源泉は地層と深度が違うから影響は出ないのではないかと思います。それに対して 5 番は、地層も同じで深度も同じくらいで同じ温泉を取っているのではないかと思ったからです。
D 委員	そうですね。今のお話だと 5 番をモニタリングしてもらえればと思います。探査結果も実は申請地よりも西側の方が有効だというような見解が書かれているので、西側の方にある温泉が優勢であるような見解です。ですので、汲むと西側の方から引っ張ってくるようなものになる可能性もあります。
部会長	5 番には今回掘削するという情報は入っていますけれど、時間があつたら 6 番とか 4

	番とかに、義務ではないのかもしれないですけど、掘削するという情報だけでもお伝えできればと思います。絶対ではないですけども、助言という形でぜひお願いします。 他に何かございますか。
A 委員	今回の掘削深度の申請は 1800m ですが、それよりも深く掘ったり、浅く掘ったりはできるのでしょうか。X さんと同じくらいの深度を申請されていますが、今回の掘削の許可が通った後に深度を変えることはできるのでしょうか。
事務局	今回の掘削申請に関しては掘削深度が最大 1800m まで掘れるということになります。したがって、1800m を越えて掘ることはできず、さらに掘りたい場合は、別途増掘の許可申請が必要になります。また、1800m よりも浅く掘る分には、許可の範囲内なので別途申請は不要と考えています。
A 委員	わかりました。 X さんの影響の有無はどのように証明するのですか。
事務局	過去の温泉審査部会の委員からおっしゃる通り、科学的根拠が必要であり、それがモニタリングなどのデータになります。 ただ、その前に当事者で話し合いをしていただきたいと思っており、例えば今日影響が出たときに、揚湯を制限するのか、金銭的な補償するのか。お湯の配当を保証するのかというところは前々から話し合っていたことになると思います。
A 委員	わかりました。
部会長	掘るだけで影響が出る可能性があることもあると思うんですけども、その後にポンプを入れてあげるときにさらにいろいろ影響が出てくる可能性があるとは思いますがね。 いずれにしろ今回は掘るということに関して認めていいかというところで判断いただければと思います。 そしたら本案件は許可答申としてよろしいでしょうか。 それでは、第 1 号議案は許可答申とします。
	許 可 答 申